

平成 16 年 4 月 13 日

知的財産戦略本部 本部長
内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

(財)理工学振興会(東工大 TLO)会長 田中 郁三

「中小企業と大学の産学連携を推進するための知的財産施策」
に関する要望事項について

1. はじめに

中小企業と大学の産学連携を推進するには、中小企業に「大学と連携し、かつ知的財産を重視すれば金銭的なメリットが享受でき、その結果事業の発展に結びつく」ことを実感できる施策が必要である。すなわち

大学発の技術を事業に生かせば税制上あるいはその他の優遇措置が受けられる仕組みの制定

中小企業 / 大学の共同開発・交流および技術者教育を容易にするための支援制度(金銭的実効を伴う)の制定

2. 政府に期待する具体的施策

1) 事務処理の簡素化

NEDOなどを介する政府資金によるSMEと大学との共同研究により、効果的な研究成果が出てきているが、会計などの事務処理をもっと簡素化しないと、中小企業ではそのために担当者を雇用することになり、支援の意味がなくなる。是非、事務処理の簡素化を実施していただきたい。

2) 大学発の技術を利用することによる優遇措置の具体策

大学で発明された特許あるいは技術を導入する費用に対しての税制上の優遇措置またはかかった費用に対する一部補助金支援制度

大学で発明された特許あるいは技術を事業化する場合の税制優遇措置(設備投資を積極化させるための固定資産税の軽減あるいは償却面での優遇)または設備投資資金の補助あるいは低利融資制度

大学と共同で特許出願する費用および特許維持費用の軽減措置制度

大学発技術の広報活動に対する支援制度(特に資金面)

(大学の発明あるいは開発技術を自ら世の中に発信する努力をするよう費用面で支援を行う。発明あるいは技術の内容が容易に理解できるサンプルや資料作成およびセミナー開催等に対して資金面の補助等)

大学内の対中小企業相談機関(含むTLO)への支援制度

(中小企業からの技術相談の壁を低くすることおよび大学側の負担を軽減するため、相談件数に応じた補助金制度)

3) 中小企業 / 大学の共同開発・交流や技術者教育を促進するための具体策

企業の技術者を共同研究あるいは教育のために大学へ派遣する場合の税制優遇制度または補助金制度。同時に、受け入れる大学側への研究費面での補助制度の制定。

TLOを窓口とする海外大学あるいは企業との交流促進に対する支援制度（交流会等に対する補助等）

現行の支援制度は勿論のこと上記施策を行う上で会計事務や監査手続きの簡略化は不可欠。施策を実行するために煩雑さと多くの人手を要するならば大学（含む TLO）以上に中小企業は産学連携に拒否反応を示す可能性が大きい。